

ハローワーク横浜 事業所部門だより R5.06

求人受理のオンライン化に対応するため、求人窓口の受付時間は、

8:30～16:00(原則) となります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

【求人者マイページのご利用をお願いします】

令和5年4月より、求人のお申込(新規・更新)は求人者マイページを利用して提出いただくことをお願いいたします。(電話、FAXによる新規・更新求人のお申込受付は、令和5年3月31日をもちまして終了いたしました)

「求人者マイページ」は、求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。現在約80%の求人が「求人者マイページ」からのご利用となっております。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。求人「新規」「更新」「訂正(変更)」「取消」も「求人者マイページ」から行えます。



「求人者マイページ」の開設がまだお済みでない事業所におかれましては、この機会に是非お手続きをお願いいたします。お手続きには**開設用のメールアドレスが必要**ですので、あらかじめご用意ください。ご不明な点はハローワーク横浜事業所部門(045-211-7751)までお願いいたします。
※右の2次元コードより内容をご確認いただけます。(ハローワークインターネットサービス)

【ハローワークで使用する職業分類が新しくなりました】

職業分類は、ハローワークインターネットサービス上で求職情報を検索する際の検索項目などとして使用していますが、令和5年3月20日より**職業分類が新しくなりました**ので、ご注意願います。

新たな求人のお申込み、求人の更新申込みや過去の求人情報を転用しての求人申込みにつきましては、**新しい職業分類番号**でお申込みください。

ご不明な点は、ハローワーク横浜事業所部門(045-211-7751)までお願いいたします。

【障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます】

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%⇒	2.5%⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上



障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

ご不明な点は、ハローワーク横浜雇用援助部門(045-211-7756)までお願いいたします。

【高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出について】

毎年6月1日時点での高年齢者・障害者の雇用状況等を厚生労働大臣に報告するよう義務づけられています。

- ◆ 本社の所在地を管轄するハローワークに電子申請・郵送、もしくは持参により提出して下さい。
 - ◆ 報告書は3枚複写となっており、正・副2枚をハローワークに提出し、事業主控は提出せず保管しておいてください。(電子申請の場合は、申請画面を印刷して事業主控としてください)
 - ◆ 「障害者雇用状況報告書」は、企業全体の常用労働者が43.5人以上の事業主にご提出いただきます。(雇用している障害者数が0人の場合でも報告義務がありますのでご注意ください)
- ※お問い合わせ、ご質問はハローワーク横浜雇用援助部門(045-211-7756)までお願いいたします。

ハローワーク横浜 HP

